

事 務 連 絡
令和4年6月16日

各 国 公 私 立 大 学 事 務 局
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

令和4年度「児童虐待防止推進月間」標語募集の周知について（依頼）

児童虐待の防止については、かねてより御協力をいただき、御礼申し上げます。

政府においては、平成16年度から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」とし、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を行っていますが、その間の取組の一つとして、厚生労働省では、令和4年度においても児童虐待問題に対する理解を深め、意識啓発を図ることを目的とした標語の公募を行います。

今般、厚生労働省から【別添1】の通り、文部科学省に対して標語募集への協力依頼がありましたので、【別添2】の令和4年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱を御参照いただき、関係職員及び学校その他の関係機関・団体等に対する本標語募集の趣旨の周知を図っていただくとともに、児童生徒・学生や職員に対する標語の応募について、格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会担当課におかれては、域内の市町村教育委員会担当課へ御周知いただきますようお願いいたします。

<担当> 総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室
電話 03-5253-4111（内線2973）

子家発 0608 第 1 号
令和 4 年 6 月 14 日

各 関係府省庁 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力依頼について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童相談所における虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、広報啓発活動を通じて社会的関心を高めていく必要があります。

そこで厚生労働省では、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、平成 16 年度から集中的な広報・啓発活動を実施しており、当該月間の取組の一つとして広く標語の募集を行っています。令和 4 年度も引き続き児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、標語の募集を行います。

つきましては、別添の令和 4 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱を御参照頂き、貴府省庁等の職員及び関係機関・団体等に対する本標語募集の趣旨の周知を図って頂くとともに、職員等の積極的な標語の応募について、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成16年度から実施）。

令和4年度も、この取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行います。

2. 募集内容および応募資格

(1) 募集内容

児童虐待問題に関し、上記の趣旨を簡潔に表現し、国民一人一人の意識啓発を図るのにふさわしい、覚えやすい標語。

(2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

3. 募集期間

令和4年6月14日（火）から7月22日（金）。

郵送の場合は、当日消印有効とします。

4. 応募方法

(1) 応募にあたっての注意点

- ・ご自身で創作した未発表の作品に限ります。
- ・作品は一人につき1作品応募可能です。※2作品以上応募の場合は無効です。
- ・応募作品は、返却いたしません。
- ・指定の応募方法による応募以外は無効です。

(2) 個人で応募する場合の方法

電子メール応募フォームに①氏名②作品③年齢④職業⑤電話番号⑥メールアドレス⑦住所をご入力いただき送信をお願いします。郵送による応募の場合、下記(4)応募先②郵送の場合の住所へ投函してください。その場合、記入いただく内容は、電子メール応募フォームによるものと同様です。

(3) 学校などの団体で複数人の作品をまとめて応募する場合

A 電子メール応募フォームでの応募方法

作品を Excel で一覧表にまとめて添付いただく形や、個人の手書きで記載いただいた書類をスキャンして PDF でまとめるなどを添付いただく形で、電子メール応募フォームの必要情報ご記入の上、添付してください。一覧表には作品ごとに①学校・団体名②学年(学校の場合)③氏名④メールアドレス⑤電話番号⑥作品一式⑦作品応募数を記入してください。また、一覧表の余白やメール本文に、必ず連絡先(学校などの団体の①郵便番号②住所③電話番号④担当者氏名⑤連絡先メールアドレス)を記載してください。

B 郵送で応募する場合

1 作品ごとに①学校などの団体名②学年(学校の場合)③年齢④氏名を記入してください。作品を書いた紙(応募数分)と、連絡先(学校などの団体の①郵便番号②住所③電話番号④担当者氏名)を記載した紙(1枚)を同封のうえ下記宛先まで郵送してください。

(4) 応募先

厚生労働省から委託を受けた児童虐待防止推進月間標語募集事務局へ応募してください。ご応募にあたり①電子メールフォームを推奨します。

※ 個人情報とは本標語選定以外の目的には利用しません。

①電子メールフォームの場合

電子メールフォーム事項をご入力いただき送信をお願いします。

個人応募用 URL <https://form.run/@1654406015>



学校応募用 URL <https://form.run/@1653449598>



②郵送の場合

※ 住所 〒153-0042

東京都目黒区青葉台 2 丁目 10 番 13 号 COCOON

※ 宛名 株式会社コクーンラボ 標語募集担当 宛

5. 選 定

1 作品を最優秀作品（厚生労働大臣賞）として決定します。

6. 発 表

最優秀作品は、本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページなどで発表します。

7. 表 彰

令和4年11月20日（日）に開催予定の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」（香川県高松市）で、賞状を授与します。（予定）

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、開催中止または延期となる場合は別途連絡します。

8. 標語の活用

今回の募集により選定した標語（最優秀作品）は、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。

なお、著作権は厚生労働省に帰属します。

9. 問 合 せ 先

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室

TEL : 03-5253-1111（内線 : 4898）

（参考）過去の標語最優秀作品（平成17年度より募集）

平成17年度	気づいたら 支えて 知らせて 見守って
平成18年度	あなたの「もしや」が子どもを救う。
平成19年度	きこえるよ 耳をすませば 心のさけび
平成20年度	助けての 小さなサイン 受け止めて
平成21年度	守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ
平成22年度	見すごすな 幼い子どもの SOS
平成23年度	守るのは 気づいたあなたの その勇気
平成24年度	気づくのは あなたと地域の 心の目
平成25年度	さしのべた その手がこどもの 命綱
平成26年度	ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪
平成27年度	「もしかして」 あなたが救う 小さな手

平成 28 年度	さしのべて あなたのその手 いちはやく
平成 29 年度	いはやく 知らせる勇気 つなぐ声
平成 30 年度	未来へと 命を繋ぐ 189 (いはやく)
令和元年度	189 (いはやく) ちいさな命に 待ったなし
令和2年度	189 (いはやく) 知らせて守る こどもの未来
令和3年度	189 (いはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から